

項目	留意事項等	備考
病院の構造設備	医療法で求める構造設備基準を満たすこと	保健所へ要相談
	併施設との独立性・人員配置に留意	
有料老人ホームの設置	北部上北広域事務組合として設置可能	
	条例等で事業を行うことが定められていること	
	規模・構造設備については、「青森県有料老人ホーム設置運営指導指針」に留意	
	「青森県有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づき届出が必要	
特定施設入居者生活介護	県の介護保険事業計画及び町の介護保険事業計画に盛り込まれている必要がある	県高齢福祉保険課・野辺地町へ要相談
	有料老人ホームの届出と指定特定施設入居者生活介護の指定申請が必要	
	北部上北広域事務組合として実施可能	
	条例等で特定施設入居者生活介護を行うことが確認できること	
	設備等については、特定施設入居者生活介護の基準を遵守すること	
障害福祉サービス	北部上北広域事務組合として実施可能	県障害福祉課へ要相談
	サービス毎の人員・設備・運営基準を満たすこと	

項目	留意事項等	備考
経営形態	<p>有料老人ホーム等を公営企業法適用のまま付帯事業として経営することは問題があると思われる。</p> <p>【理由】</p> <p>地方公営企業法第2条第1項で認められる附帯事業は、「地方公営企業の経営に相当因果関係を持ちつつ地方公営企業に附帯して経営される事業をいう」とされている。</p> <p>「この場合における相当因果関係とは、附帯事業が次のいずれかに該当する場合をいう」とし、その1つとして、「1 本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合」としている。</p> <p>病院事業における附帯事業の範囲については、参考書（第一法規「図解地方公営企業法」）によると、例として①老人保健施設事業、②看護師養成事業、は挙げられているが、その他の事業については記載がなく、「事業の性格上密接な関係にある」と言えるかが問われるものと思われる。</p>	<p>縣市町村課へ要相談</p>
サ高住の設置	<p>北部上北広域事務組合として実施可能</p>	<p>県建築住宅課へ要相談</p>